

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十一月二日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則六 五）の一部を次のように改正する。

附則第三項の見出し中「令和五年六月」を「令和五年十二月」に改め、同項中「令和五年六月」を「令和五年十二月」に、「百分の百」を「百分の九十七以上百分の百以下」に、「百分の百二十」を「百分の百十七以上百分の百二十以下」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。